

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の概要

1 趣旨

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行う。

2 概要

（1）題名等について

法律の題名が一部改正法により改められたことに伴い、関係政令の題名を改めるとともに規定の文言の整理を行う。

（2）新たに選挙期日延期の対象となる団体（特例市町村又は特例県）等に関する特例について

○ 署名収集の禁止期間は、一部改正法による改正後の法律の規定により任期の延長がないものとした場合における任期満了日前60日に当たる日から延期後の選挙期日までの間とする特例を設ける。

○ 特例市町村及び特例県の選挙が同時に行われる場合の特例を設ける。

（3）その他

その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。